# 契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	令和5年度1万分1精度地図データほか2点 借入	158:情報処理用機 器	(株) マップル	2,640,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	令和5年度 業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	158:情報処理用機 器	(株) 日立製作所	419,654,400		地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
3	令和5年度片袖机ほか13点(大阪市保健所)借入	165:その他賃貸	山王スペース&レンタ ル(株)	2,310,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
4	令和5年度 障がい福祉サービス費支払実績等管 理ツール 借入	158:情報処理用機 器	(株) ニック	2,970,000		地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	G30	
5	令和5年度2500分1精度地図データ 借入	158:情報処理用機 器	(株) ゼンリン	15,586,560	令和5年4月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G30	
6	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,850,000	令和5年5月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	令和5年度 舞洲スラッジセンター複合ボイラ薬剤ほか1点買入	30:工業薬品	(株) ヒラカワ	4,576,000	令和5年5月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
8	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D) 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	5,925,150	令和5年6月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
9	消防局庁舎ガス吸収式冷温水機電気計装部品修 繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	3,927,000	令和5年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
10	令和5年度 はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株) モリタテクノス	21,038,600	令和5年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

## 1 案件名称

令和5年度1万分1精度地図データほか2点 借入

# 2 契約の相手方 株式会社マップル

## 3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、緊急出場する消防隊や救急隊の走行ルートや消火栓を決定する基盤となる消防情報システムの地図データを借り入れるものである。

地図データの要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの 目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなけ ればならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必 要であり、また、消防情報システムとデータベース用地図データのフォーマッ トが適合し、消防情報システムにおいて正常な運用が可能な製品である必要が ある。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、また、当該製品は中間業者を介さず直接販売(賃貸)されているものである。(直接販売証明書は消防局にて保管)

以上の理由から、上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

#### 1 案件名称

令和5年度 業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

## 2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

#### 3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成8年12月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成14年2月から、それぞれ借入を開始しており、令和5年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

大阪市情報通信ネットワークを安定稼動させるためには、障害時における迅速な対応のみならず、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、ネットワーク保守業者において保守可能な機器を借入する必要がある。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

#### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

#### 5 担当部署

デジタル統括室 基盤担当 (電話番号 06-6543-7121)

#### 1 案件名称

令和5年度片袖机ほか13点(大阪市保健所)借入

### 2 契約の相手方

山王スペース&レンタル株式会社

## 3 随意契約理由

本案件は、大阪市中央卸売市場内及び船場センタービル内の保健所執務室で職員が使用している片袖机ほか13点(以下「什器」という。)を引き続き借入するためのものである。

大阪市保健所では、執務スペースとして中央卸売市場業務管理棟及び船場センタービルを執務室として確保し、執務室で使用するための什器借入を上記契約において行った。

上記借入契約が令和5年3月31日に契約期間満了となるが、引き続き、第8波での対応を踏まえ、1日1万人体制を確保することが決定し、4月1日以降も引き続き業務を行うこととなった。

大阪市中央卸売市場内及び船場センタービル内の保健所執務室では、土日祝時間外を含め宿泊療養等の業務を行っており、職員が使用する什器は業務を実施するうえで欠かすことのできない重要なものである。什器の入れ替え・再配置は業務を中断する必要が生じることから、業務に大きな支障を生じさせ、ひいては市民生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、途切れることなく什器を利用する必要がある。

入れ替えや再配置によって業務を中断させず、4月1日以降も借入ができる相手方は上記事業者以外にないため、上記事業者と随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市保健所管理課(電話番号 06-6647-0643)

1 案件名称

令和5年度 障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール 借入

- 2 契約の相手方 株式会社ニック
- 3 随意契約理由

本案件は、大阪府国民健康保険団体連合会から送信される事業者請求の点検結果情報等(国保連CSV)を取り込み、市町村審査用資料及び各種統計資料等の作成のため、必要データを抽出・集計等できるソフトウェアを借り入れるものである。

そのための要件として、大阪府国民健康保険団体連合会から送信される事業者請求の点検結果情報等(国保連CSV)の取り込みのみで作動し、市町村審査用資料及び各種統計資料等の作成にあたり、迅速かつ正確に必要データを抽出・集計等することが必要である。

これらの要件を満たすソフトウェアは上記業者が制作している「オクトパスIV」のみであり、「オクトパスIV」は、中間業者を介さず直接販売(賃貸)されているソフトウェアであるため、制作会社である上記業者を指定する。

※直接販売証明書は福祉局にて保管

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

電話番号: 06-6208-7993

## 1 案件名称

令和5年度2500分1精度地図データ 借入

## 2 契約の相手方

株式会社ゼンリン

## 3 随意契約理由

本案件は市民からの 119 番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定する ために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

地図データの要件として、詳細住所(号、番地)や地下街の詳細情報、居住者名、店舗名等が表記されていなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要であり、また、消防情報システムとデータベース用地図データのフォーマットが適合し、消防情報システムにおいて正常な運用が可能な製品である必要がある。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWNⅡ」しかなく、また、当該製品は中間業者を介さず直接販売(賃貸) されているものである。(直接販売証明書は消防局にて保管)

以上の理由から、上記業者を指定する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

令和5年1月5日付 直接販売(賃貸)証明書。 有効期限 令和6年3月31日

- 1 案件名称
  - 二連式加湿酸素流量計一式 買入
- 契約の相手方 日本船舶薬品株式会社

#### 3 随意契約理由

二連式加湿酸素流量計は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用する資器材であり、当局が救急業務を行う上で以下の6点の性能を有する必要がある。

- 1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の承認番号を有しているもの。
- 2 酸素吸入ホース内で閉塞状態になった場合に、アラーム等が鳴動する機能を有していること。
- 3 二連式であること。
- 4 酸素流量は毎分15L以上の投与ができ、かつ1L毎の設定が可能であること。
- 5 救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- 6 ジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

必要な条件を満たす加湿酸素流量計は、株式会社三幸製作所製の二連式加湿酸素流量計オキシパック 0XーⅢS のみであり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は、新鋭工業株式会社となっている。また、新鋭工業株式会社が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。

よって上記業者を選定する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6627)

## 1 案件名称

令和5年度 舞洲スラッジセンター複合ボイラ薬剤ほか1点買入

## 2 契約の相手方

株式会社ヒラカワ

#### 3 随意契約理由

本薬剤は、ボイラユニット運転時及び整備管理時のボイラ水の水質管理を行う上で必要なものである。

既設のボイラユニットは(株) ヒラカワ製であり、薬剤を希釈せずに原液注入する設定がされており、本薬剤の特性に合わせて注入量等のコントロールをしているため、上記業者製以外の他の薬剤を使用することはできない。

薬剤についてはボイラ設置先のみに直接販売を行っており、代理店等他社での販売 は行っていない。

よって本製品購入は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、㈱ヒラカワと随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

- 1 案件名称
  - 食道閉鎖式エアウェイ (LTS-D) 買入
- 2 契約の相手方株式会社アダチ
- 3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D)は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の 指示により実施する特定行為(器具による気道確保)に使用する救命資器材であり、 救急活動上、以下の9点の性能を有する必要がある。

- (1) 咽頭カフ及び食道カフがあること
- (2) 上記カフは、1回の操作で空気の注入ができること
- (3) 食道疾患のある傷病者への使用が可能であること
- (4) 挿入深度が分かるマーク等があること
- (5) ガイド溝等を活用してチューブなどを介し、胃内容物の吸引ができること
- (6) 単回使用であること
- (7) 気密性があること
- (8) ハンドフリー状態で活動ができること
- (9)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の認証番号等を有していること

上記すべてを満たす製品はスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリンゲルチューブサクションディスポ LTS-D のみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって、上記業者を指定するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課(救急装備) (電話番号 06-4393-6627)

# 1 案件名称

消防局庁舎ガス吸収式冷温水機電気計装部品修繕

## 2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

## 3 随意契約理由

消防局庁舎のガス吸収式冷温水機は、製造メーカーが独自に設計、製作したものである。今回修繕する電気計装部品等の主要部分については自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局総務部施設課(営繕)(電話番号 06-4393-6166)

## 1 案件名称

令和5年度 はしご車伸縮装置等分解整備

#### 2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

#### 3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の 保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な 動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を 移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局警防部警防課 (機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)